

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例をここに公布する。

平成24年3月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第26号

静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第30条第3項、第45条第3項及び第48条の3並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第10条第1項の規定に基づき、県が管理する県道（以下「県道」という。）の構造の技術的基準等を定めるものとする。

(県道の構造の技術的基準)

第2条 法第30条第3項に規定する県道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について規則で定める。この場合において、当該基準は、法第29条に規定する道路の構造の原則に従わなければならない。

- (1) 幅員
- (2) 線形
- (3) 視距
- (4) 勾配
- (5) 路面
- (6) 排水施設
- (7) 交差又は接続
- (8) 待避所
- (9) 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
- (10) 前各号に掲げるもののほか、県道の構造について必要な事項

(県道に設ける道路標識の寸法)

第3条 法第45条第3項に規定する県道に設ける道路標識のうち、内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、規則で定める。この場合において、当該寸法は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るものとしなければならない。

(立体交差とすることを要しない場合)

第4条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第35条第1号及び第3号に掲げるものとする。

(移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準)

第5条 高齢者移動等円滑化法第10条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、高齢者、障害者等の道路の移動上及び利用上の利便性及び安全性の向上を図るものとしなければならない。

(静岡県道路技術審議会の設置)

第6条 県に、静岡県道路技術審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員20人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(審議会の権限)

第7条 審議会は、知事の諮問に応じて、県道の構造の技術的基準、県道に設ける道路標識の寸法、県道である自動車専用道路を道路等と交差させようとする場合で立体交差とすることを要しない場合及び移動等円滑化のために必要な県道の構造に関する基準（以下これらを「県道の構造の技術的基準等」という。）について調査審議する。

- 2 審議会は、県道の構造の技術的基準等及びこれに関し必要と認める事項について、知事に意見を述べることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則をここに公布する。

平成24年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第33号

静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年静岡県条例第26号）第3条の規定に基づき、県が管理する県道（以下「道路」という。）に設ける道路標識のうち、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）第3条の2の規定により条例で寸法を定めることとされた道路標識（以下「道路標識」という。）の寸法を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語は、省令で使用する用語の例による。

(道路標識の寸法)

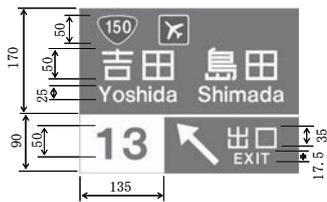
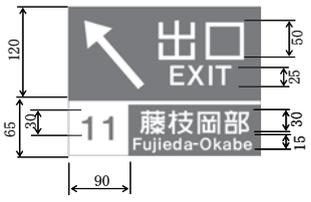
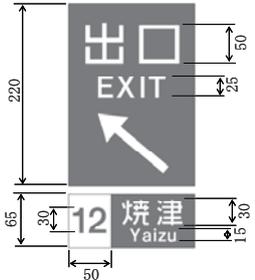
第3条 道路標識の寸法は、別表に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

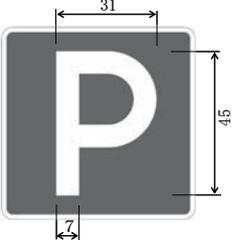
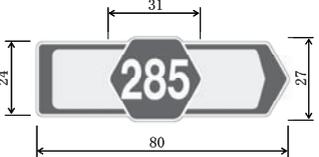
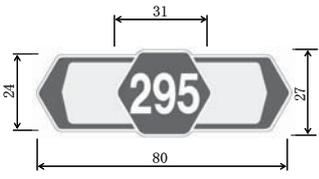
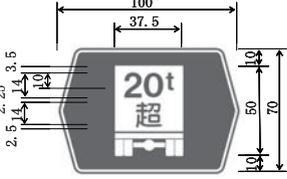
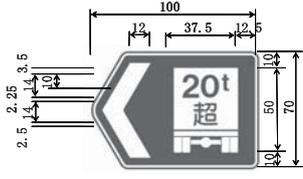
別表

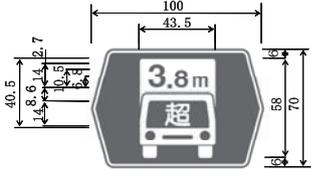
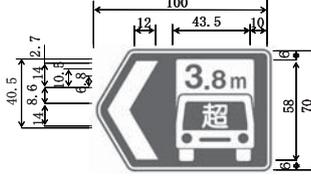
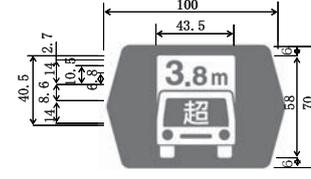
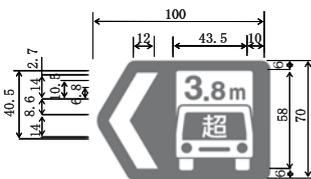
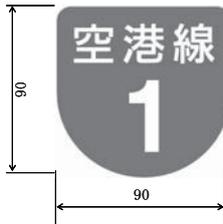
種類	都府県	入口の方向	入口の方向
番号	(102-B)	(103-A)	(103-B)
標識	<p>(120×200)</p>	<p>(120×120)</p>	<p>(120×120)</p>
種類	入口の予告	方面及び距離	方面及び車線
番号	(104)	(106-B)	(107-A)
標識	<p>(120×120)</p>		<p>(180×210)</p>
種類	方面及び車線	方面及び方向	方面及び方向
番号	(107-B)	(108の2-D)	(108の2-E)
標識	<p>(140×250)</p>	<p>(140×320)</p>	<p>(120×200)</p>

種類	出口の予告	方面及び出口の予告	方面及び出口の予告
番号	(109)	(110-A)	(110-B)
標識	 <p>(150×450)</p>	 <p>(270×350)</p>	 <p>(200×320)</p>
種類	方面、車線及び出口の予告	方面、車線及び出口の予告	方面及び出口
番号	(111-A)	(111-B)	(112-A)
標識	 <p>(245×350)</p>	 <p>(180×320)</p>	 <p>(270×350)</p>
種類	方面及び出口	出口	出口
番号	(112-B)	(113-A)	(113-B)
標識	 <p>(200×320)</p>	 <p>(195×240)</p>	 <p>(295×150)</p>

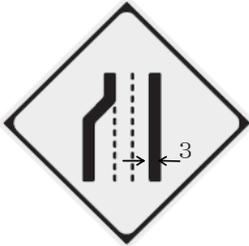
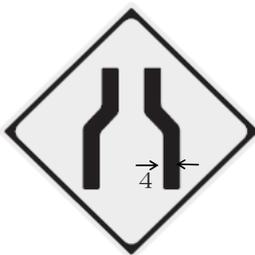
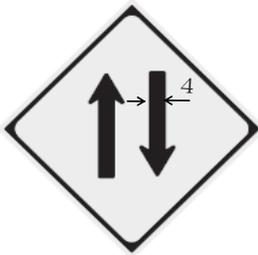
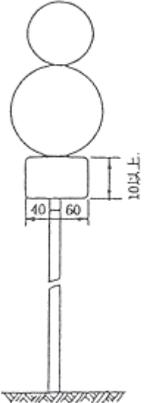
案内標識

種類	サービス・エリアの予告	サービス・エリアの予告	サービス・エリアの予告
番号	(116-A)	(116-A)	(116-B)
標識			
種類	サービス・エリア	サービス・エリア	サービス・エリア
番号	(116の2-A)	(116の2-A)	(116の2-B)
標識			
種類	非常電話	待避所	非常駐車帯
番号	(116の2)	(116の3)	(116の4)
標識	<p>(90×60)</p>	<p>(90×60)</p>	<p>(90×60)</p>

種類	駐車場	駐車場	登坂車線
番号	(117-A)	(117-B)	(117の2-A)
標識	 (60×60)	 (90×60)	 (60×160)
種類	登坂車線	都道府県道番号	都道府県道番号
番号	(117の2-B)	(118の2-A)	(118の2-B)
標識	 (90×240)		
種類	都道府県道番号	総重量限度緩和指定道路	総重量限度緩和指定道路
番号	(118の2-C)	(118の3-A)	(118の3-B)
標識			

種類	高さ限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路	高さ限度緩和指定道路
番号	(118の4-A)	(118の4-B)	(118の4-C)
標識			
種類	高さ限度緩和指定道路	道路の通称名	道路の通称名
番号	(118の4-D)	(119-A)	(119-B)
標識			
種類	道路の通称名	道路の通称名	まわり道
番号	(119-C)	(119-D)	(120-A)
標識			 (30×45)

警戒標識	種類	警戒標識の寸法		
	標識			
	種類	十形道路交差点あり	右（又は左）方屈曲あり	信号機あり
	番号	(201-A)	(202)	(208の2)
	標識			
	種類	落石のおそれあり	路面凹凸あり	合流交通あり
	番号	(209の2)	(209の3)	(210)
	標識			

	種類	車線数減少	幅員減少	二方向交通
	番号	(211)	(212)	(212の2)
	標識			
補助標識	種類	補助標識の寸法 (注意事項 (510) を除く。)	種類	注意事項
	番号		番号	(510)
標識		標識		
備考				
1 本標識板				
(1) 寸法				
ア 寸法が図示されている本標識板については、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。				
イ 高速道路等に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。				
ウ 高速道路等に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。				
エ 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。				
オ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場（117-A）、（117-B）」を表示する案内標識に				

については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

カ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場（117-A）、（117-B）」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A）、（118の3-B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A）、（118の4-B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（(1)オに規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に拡大することができる。

キ 高速道路等以外の道路に設置する「登坂車線（117の2-A）、（117の2-B）」、「都道府県道番号（118の2-B）、（118の2-C）」及び「道路の通称名（119-A）、（119-B）、（119-C）、（119-D）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に拡大することができる。

ク 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名（119-A）、（119-B）、（119-C）、（119-D）」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法を、高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては縦寸法を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

ア 本表に記載されている本標識板の文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

イ 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向（103-A）、（103-B）」、「入口の予告（104）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「著名地点（114-B）」、「非常電話（116の2）」、「待避所（116の3）」、「非常駐車帯（116の4）」、「登坂車線（117の2-A）、（117の2-B）」、「都道府県道番号（118の2-B）、（118の2-C）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A）、（118の3-B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A）、（118の4-B）」、「道路の通称名（119-A）、（119-B）、（119-C）、（119-D）」及び「まわり道（120-A）、（120-B）」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その100分の65の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」及び「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、(2)イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

エ 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

オ 「市町村（101）」、「都府県（102-A）、（102-B）」並びに「方面、方向及び距離（105-A）、（105-B）、（105-C）」、「方面及び距離（106-A）、（106-B）、（106-C）」、「方面及び車線（107-A）、（107-B）」、「方面及び方向の予告（108-A）、（108-B）」、「方面及び方向（108の2-A）、（108の2-B）、（108の2-C）、（108の2-D）、（108の2-E）」、「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」、「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」、「方面及び出口の予告（110-A）、（110-B）」、「方面、車線及び出口の予告（111-A）、（111-B）」、「方面及び出口（112-A）、（112-B）」及び「著名地点（114-A）、（114-B）、（114-C）」を表示する案内標識に、それぞれ市町章、県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

カ 都市高速道路等に設置する「方面及び方向（108の2-A）、（108の2-B）、（108の2-C）、（108の2-D）、（108の2-E）」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大きさの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。

キ 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場（117-A）、（117-B）」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の0.7倍以下の大きさとする。

ク 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(7) 案内標識

縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所（116の3）、（116の4）」、「駐車場（117-A）、（117-B）」及び「まわり道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A）、（118の3-B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A）、（118の4-B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線（117の2-A）、（117の2-B）」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号（118の2-B）、（118の2-C）」及び「道路の通称名（119-A）、（119-B）、（119-C）」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。

(4) 警戒標識

縁及び縁線は、12ミリメートルとする。

2 補助標識板の寸法

(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。